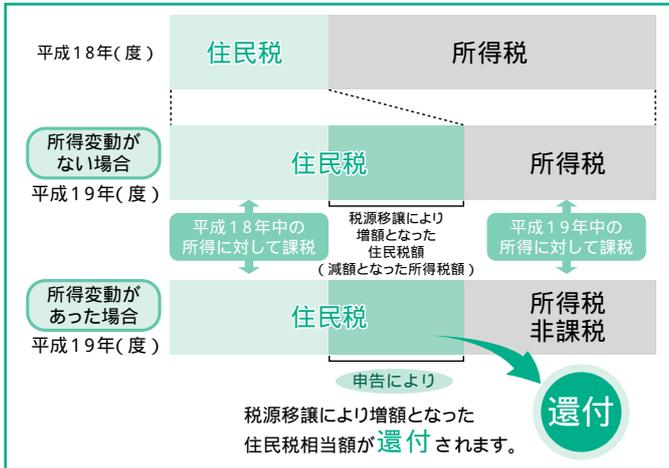


年度間の所得変動による減額措置を受けるためには申告が必要です

税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受ける方については、すでに納付済の平成19年度分の住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額を還付します。この所得変動に伴う住民税の減額措置を受けるためには申告が必要となります。



所得変動のモデルケース 夫婦 給与収入500万円の場合

(単位:円)

| | 平成18年(度) | 平成19年(度) | 平成19年の収入が減少した場合 |
|-----|----------|----------|-----------------|
| 所得税 | 220,000 | 122,500 | |
| 住民税 | 130,000 | 227,500 | |
| 合計 | 350,000 | 350,000 | |

↓ 還付されます!!

| | 平成19年(度) 収入なし | | 差 額 |
|-----|---------------|-------------|--------|
| | 税源移譲前の税率を適用 | 税源移譲後の税率を適用 | |
| 所得税 | 0 | 0 | 0 |
| 住民税 | 130,000 | 227,500 | 97,500 |
| 合計 | 130,000 | 227,500 | 97,500 |

一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

対象となる方

平成18年分は所得税が課税される程度の所得があったが、平成19年分は所得税が課税されない程度まで所得が減少した納税義務者の方で次の①と②の両方を満たす方。

- ① 平成19年度住民税の課税所得金額(申告分離課税分を除く) > 所得税との人的控除額の差の合計額
- ② 平成20年度住民税の課税所得金額(申告分離課税分を含む) 所得税との人的控除額の差の合計額

ただし、平成19年中に亡くなられた方や、海外へ転出されて平成20年1月1日現在国内に居住されていない方は、対象となりません。また、寄附金控除額などの人的控除(配偶者控除、扶養控除、基礎控除など)以外の控除額が増加したり、住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなった方は、対象となりません。

減額(還付)となる額

平成19年度の住民税所得割額について、税源移譲後の税率を適用し調整控除を行った後の税額から、税源移譲前の税率を適用した税額を差し引いた額を減額(還付)します。

申告の受付

平成18年分・19年分の申告状況等を基に、減額の対象となる方には、6月下旬に「市民税・県民税減額申告書」を郵送します。(ただし、平成19年1月2日以降に転入された方は、朝霞市では平成19年度住民税の課税権がないため、今回の朝霞市からの減額申告書の発送はありません。制度の対象となる方は、平成19年1月1日現在お住まいの市区町村へ申告してください。)

受付期間 / 平成20年7月1日(火)から31日(木) (土・日・祝日を除く 8:30~17:15)

受付場所 / 課税課 市役所2階21番窓口

同封する返信用封筒を使用して郵送による申告受けもいたしますのでご利用ください。7月31日(木)必着

住民税等の還付で銀行などのATM操作を依頼することは絶対にありません。不審な電話には十分注意してください。

問い合わせ / 課税課 内線2233~7 ☎048 463 2852・2853 (直通)